

様式第3号(第8条関係)

「みどり市公共施設個別施設計画（素案）について」パブリックコメントの結果

☆意見等の募集期間： 令和2年11月25日～令和2年12月24日

☆意見等の受付件数： 4人 5件

(提出方法の内訳：ファクシミリ 1人、電子メール 1人、持参 2人)

1 ご提出いただいた意見等を内容により整理し、意見等の概要を掲載します。

(1) 旧福岡中央小学校についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	<p>①従業員の健康維持のため、体育館の利用を再開していただきたい。</p> <p>②地域における生涯スポーツの拠点として、体育館を集会・イベント開催における場所として利用したい。</p>	<p>当該施設は、新耐震基準以前に建築された建物で、築45年を経過して老朽化も進んでおり、更に当該施設の用地は、賃借地となっています。また、学校用途で設計された建物であることから、社会体育館のような不特定多数の方が利用できる建物に用途変更する場合には、設備等の大規模な整備が必要になるものと見込んでおります。市内には他のスポーツのための施設もありますので、御理解の上、これらを御活用ください。</p>
2	<p>跡地利用案の提示</p> <p>①地域の活性化の場所として利用する。</p> <p>②花見観光客に来て頂く道の駅として利用する。</p> <p>③温泉掘削による投資者参入を促す。</p>	<p>みどり市公共施設個別施設計画（素案）のおりの方針であり、跡地利用については、当意見を参考に、また、地元行政区を始め多くの皆様から意見をいただきながら、今後検討していきます。</p>
3	<p>広い区域の中で高齢者の移動の負担を考えると、当地区においては避難場所として、校舎・体育館・校庭を利用することが現時点において最善の方法です。</p>	<p>現在、校舎、体育館及び校庭については、土砂災害警戒区域内にあり、避難所としての指定ができないため、待避所となっています。そのため、みどり市公共施設個別施設計画（案）とは別に、避難所については、地元行政区と協議しながら、検討していきます。</p>

(2) 福岡中央公民館・福岡記念館についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	地元住民の福祉事業及び生涯学習・文化活動の拠点なので、現状の維持を要望します。上記施設の維持管理・運営については、電源立地促進対策交付金を充当していただきたい。	市内の各集会所は各行政区で管理しております。このため、福岡中央公民館及び集会所と同じ使われ方をしている福岡記念館については、みどり市公共施設個別施設計画（素案）でも、地元行政区へ譲渡し、譲渡できない場合は廃止する計画となっております。御意見のとおり、福祉事業及び生涯学習・文化活動の拠点とすることは可能です。電源立地地域対策交付金は、現在、子どもの福祉対策の予算に充当し、活用させていただいており、法律の趣旨に沿って、広く市の施策に反映しています。

(3) 計画全体についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	旧3町村の均衡のとれた発展に資する計画とはいえ、あまりにも恣意的な計画となっています。そのため、白紙にかえて、しがらみのない新しい作成委員のもとで作成することを強く希望します。	みどり市公共施設個別施設計画（素案）は、本市として、適正規模に配置し、安全性及び快適性を向上させた施設を、将来の世代に引き継いでいく計画となります。当計画（素案）の策定に当たり、12の類型委員会を組織して協議を続け、市民や関係団体に丁寧の説明を行った上で、作成したものとなっています。今後、当計画（素案）を推進していく上で、定期的な施設情報の更新と中期的視点による計画の更新・見直しが必要となりますので、PDCAサイクルのもと、市民の皆様とともに進めていくことに変わりはありません。

☆問い合わせ先

総務部 財政課

TEL : 0277-76-0963

FAX : 0277-76-2449

電子メール : kanzai@city.midori.gunma.jp (財政課 管財係アドレス)